フィンランド　初回審査　締約国報告　付属資料１



社会へのインクルージョンと平等の権利：

国連・障害者権利条約 国家行動計画2018-2019

社会保健省2018年7月

（JD仮訳）

**Right to social inclusion and equality**

**The National Action Plan on the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities 2018–2019**

PUBLICATIONS OF THE MINISTRY OF SOCIAL AFFAIRS AND HEALTH 7/2018

**概要**

「国連・障害者権利条約 国家行動計画」は、第1期行動計画期間2018-2019年の間に、さまざまな行政分野で条約の実施を促進するための施策を決定するものである。

行動計画は、障害者団体、労働界の団体、障害のある人の権利に関する主要省庁の代表者が参加するVANE（障害者権利諮問委員会）によって策定された。行動計画の策定過程では、障害者団体や障害のある人との協議が行われ、条約に基づいて行動計画で主に推進すべき事項についての情報が得られた。この情報に基づいて、これらの事項を推進するための具体的な方策について、各省庁との間で議論が行われた。

行動計画は82施策からなり、各省庁がその実施を約束している。これらの施策は、この行動計画期間中に実施される施策と、より長い期間にわたって実施される施策に分けられている。それぞれの施策には責任ある機関が示されている。施策の実現状況は、行動計画期間の終了時に評価される。

行動計画は、変化する事業環境における障害のある人の社会的包摂の重要性、および他の権利の実現の前提としてのアクセシビリティの重要性を強調している。行動計画の主な目的のひとつは、障害のある人の権利への認識を高め、さまざまな行政部門やより広い社会でこれらの権利を一般化（主流化）することである。

**目次**

読者へ

1 枠組み：主要な国際文書

1.1 国連・障害者権利条約

1.2 国連の「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」

2 国連・障害者権利条約の国内実施

2.1 「条約」の国内実施と監視

2.2 障害者権利諮問委員会VANE

2.3 行動計画の作成

3 行動計画作成の出発点

3.1 シピラ首相の政府プログラム

3.2 障害者団体へのヒアリングの概要

3.3 アンケート結果の概要

4 内容分野と施策

4.1 障害のある人のインクルージョン（第4条3）

4.1.1 インクルージョンの実施

4.1.2 インクルージョンを促進する施策

4.2 平等と無差別（第5、6、7、12、13条）

4.2.1 平等の実現

4.2.2 平等を促進するための施策

4.3 意識の向上および知識基盤（第 8 、31条）

4.3.1 意識と知識基盤の現状

4.3.2 意識と知識基盤の育成のための施策

4.4 アクセシビリティ（第9、21条）

4.4.1 アクセシビリティの実現

4.4.2 アクセシビリティを高めるための施策

4.5 自立生活とインクルージョン (第12、14、19、29条）

4.5.1 自立生活とインクルージョンの実現

4.5.2 自立生活とインクルージョンを促進するための施策

4.6 移動（第9、18、20条）

4.6.1 自立した移動の権利の実現

4.6.2 自立した移動の権利を促進するための施策

4.7 教育（第24条）

4.7.1 教育の機会均等の実施

4.7.2 教育・訓練の機会均等を促進するための施策

4.8 健康およびリハビリテーション（第25、26条）

4.8.1 リハビリテーション及び医療サービスへの平等なアクセスの実現

4.8.2 リハビリテーション及び医療サービスへのアクセスを促進するための施策

4.9 労働と雇用（第27条）

4.9.1 労働と雇用の平等の実現

4.9.2 平等な労働と雇用へのアクセスを促進するための施策

4.10 相当な生活水準と社会的保障 (第28条)

4.10.1 相当な生活水準と社会的保障の実施

4.10.2 相当な生生活水準および社会的保障を促進するための施策

4.11 文化的生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加(第30条)

4.11.1 文化的生活、レクリエーション、余暇およびスポーツへの平等な参加の実現

4.11.2 文化的生活、レクリエーション、余暇およびスポーツへの平等な参加を促進するための施策

4.12 国際協力（第11条、第32条、第33条）

4.12.1 国際協力における障害のある人の権利の実現

4.12.2 国際協力における障害のある人の権利を促進するための施策

5 監視

付属資料

**読者へ**

誰もが基本的な人権をもっている。しかし、ある種のグループの人々の権利は、彼らに特別な注意を払い、その権利を確保するために特別な施策を講じない限り、常に満たされるわけではない。障害のある人もその一例である。このため、国連の「障害者権利条約」（UNCRPD、「条約」）が必要とされ、また、この条約で保障された権利を守るための特別な国内施策が求められてきた。

この条約を批准したフィンランドは、障害のある人の人権と市民的自由の完全な享受を再確認するとともに、その実施を促進することを約束した。この国家行動計画には、フィンランドにおける障害のある人の基本的人権の実施を促進することを目的とした82の施策が含まれている。これらの施策は12の柱を構成しており、その中には原則的で横断的なものもあれば、異なる行政分野に直接焦点を当てたものもある。これらの領域には、現状の簡単な説明も含まれている。これは、私たちには多くの仕事が待ち受けているとはいえ、ゼロからのスタートではないという事実を証明するものである。

障害のある人のインクルージョンは、「条約」を推し進めるテーマであり、横断的なテーマでもある。行動計画の作成に先立ち、障害者権利諮問委員会VANEは、障害者団体を対象とした条約に関するヒアリングを実施した。また、VANEは2017年秋に、フィンランドにおける障害のある人の権利の実施について、障害のある人を対象とした調査を実施した。この調査では、「条約」で保証された権利のうち、どの権利がうまく実施されているか、どの権利がうまく実施されていないか、どの権利に主に介入すべきかについて、障害のある人の見解を探った。障害のある人は、障害のある人の働く権利が最も弱い分野だと考えていた。それに対して、健康管理の権利は最もよく満たされていると考えられていた。障害のある人は、相当な生活水準と社会的保障に対する権利が、施策を必要とする主要な問題であると考えていた。現行の行動計画の長期および短期の目標は、これらのメッセージを考慮に入れることを目的としている。部分的な労働能力を持つ人々の雇用を確保することも、シピラ政府（訳注　ユハ・ペトリ・シピラ氏は2015年～2019年、フィンランド首相を務めた．2021年現在はサンナ・ミレッラ・マリン氏が首相である）の重要なプロジェクトの一つである。加えて、政府は社会的保障の包括的な改革を目指している。

私たちはある程度前進してきたが、まだ目的地に到着していないと感じている。私たちは、障害のある人の雇用、教育、生活水準が他の人々に比べて劣っていることに甘んじることはできない。施設ではなく、フィンランドでは、障害のある人が自分の家と呼べるような生活の場、つまり、一生を過ごすためのプライベートな避難所を持つことができるようにしたいと思っている。歴史上、障害のある人はある時は患者として、またある時はサービス利用者として扱われてきたが、インクルージョンの分野ではまだ最も多くの仕事が残っている。今こそ、障害のある人を一人の人間としてとらえる、平等でインクルーシブな社会への移行が求められている。世界中の障害者権利運動は、この気持ちを「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という言葉で表現してきた。「誰一人取り残さない」（というスローガンは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に採用された。今回の行動計画は、これらの原則をここフィンランドでも推進するための強力な手段である。

**アニカ・サーリッコ家族問題・社会サービス大臣 ヘルシンキ 2018年3月13日**

**1 枠組み：主要な国際文書**

**1.1 国連・障害者権利条約**

国連・障害者権利条約（フィンランド条約シリーズ26および27/2016;「条約」）とその選択議定書が2016年にフィンランドで採択された。「条約」の目的は、障害のある人が人権および基本的自由を完全かつ平等に享受できるようにすること、これらの権利および自由を促進および保護すること、ならびに障害のある人の人間としての尊厳を尊重することを促進することにある。

フィンランド憲法（731/1999）第22条に基づき、公的機関は基本的権利・自由および人権の遵守を保証しなければならない。フィンランドは、この条約を批准することにより、この条約に基づいて決定された権利を守ることを約束する。「条約」はフィンランドの国内法の一部である。したがって、当局はすべての活動において、障害のある人の権利の実施と促進を考慮しなければならない。

「条約」は50の条文から構成されている。その中には、条約の目的、一般原則、義務、平等と差別禁止、障害のある女性と子ども、意識の向上、アクセシビリティ、条約にとって重要な諸定義に関する規定など、分野横断的な条文が含まれている。これは、すべての条文の内容を解釈する際に考慮されるべきである。

他の条文には、条約を推進するための国内施策に関する重要な規定のほか、国際協力、国内監視制度、条約の国際監視制度、締約国会議に関する規定が含まれている。

「条約」によると、障害のある人とは、さまざまな障壁との相互作用により、他の人と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられる可能性のある、長期にわたる身体的、精神的、知的、または感覚的な機能障害のある人のことである。

この条約は、障害のある人の権利に対する認識を高め、社会参加の機会を向上させる。意識を高めることは、態度を変えることによって個人の姿勢に影響を与える。また、この条約は、障害のある人の権利に対する本人自身の意識を高める。

「条約」は、障害のある人に影響を与えるすべての意思決定に、障害のある人および障害のある人を代表する団体が参加することを強調している。条約は、障害のある人が地域社会の一員として自立して生活する権利を保証する。普遍的なサービスは、障害のある人にとって利用しやすいものでなければならない。また、必要に応じて個々の専門的なサービスも利用可能でなければならない。

「条約」は、障害のある人の権利を尊重するための合理的配慮の重要性を強調している。合理的配慮の拒否は差別である。

**1.2 国連の「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」**

2015年に国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の目標が採択された。これは、2016年の初めから2030年まで有効である。持続可能な開発目標は、国連のミレニアム開発目標の後継である。この目標の目的は、環境、人間、人権、そして経済的側面を考慮に入れて、世界をより良い場所にすることである。この目標は普遍的なもの、つまり、国、市町村、企業、その他の関係者など、すべての人に関わるものである。この目標は、すべての国連加盟国にとって重要なものである。

「持続可能な開発のためのアジェンダ」は、すべての目標が重要であり、相互にリンクしていることを強調している。一つの目標の達成は、他の目標抜きには不可能で、その達成には、国家、意思決定者、そして市民の関与が必要となる。

アジェンダの重要な目標のひとつは、不平等を減らし、平和で公正かつ包摂的な社会を促進するとともに、人権を守ることである。アジェンダ2030のスローガンは、「誰一人取り残さない」（Leave no one behind）である。その目的は、最も遠くに取り残されている人々にまず手を差し伸べることである。最も貧しく弱い立場にある人々の声を聞くことは、この宣言を準備する際にすでに注目されていた。

持続可能な開発目標は、障害と障害のある人を考慮に入れている。それは、特に教育、成長と雇用、不平等、アクセシビリティ、データ収集、設定された目標の監視の文脈で、合計11回、障害に言及している。すべての目標について障害が言及されているわけではないが、設定されている目標は、障害のある人の完全なインクルージョンにとって重要である。

2030アジェンダは、障害のある人の権利の実施にも注目しており、国連・障害者権利条約と並んで、国際的な障害者政治の中で確実に注目されている。障害者権利運動の長年のスローガンである「私たち抜きに私たちのことを決めないで」（Nothing about us without us ）は、新しいスローガンである「誰一人取り残さない」（Leave no one behind）と対をなしている。

**2 国連・障害者権利条約の国内実施**

**2.1 「条約」の国内実施と監視**

外務省と社会保健省が「条約」実施の中央連絡先となっている。社会保健省は、国家調整システムである「障害者権利諮問委員会」を設置している。この諮問委員会の役割は、中央政府内での条約の国内実施を容易にすることである。

条約で言及されている自律的・独立的な組織の任務は、国内人権機関を構成する国会オンブズマン、人権センター、およびこのセンターの下の人権代表団によって遂行される。この機関の役割は、条約の実施を促進、保護、監視することである。

CRPDの実施状況は、国際的には、締約国が障害者権利委員会に定期的に提出する報告によって監視される。第1回目の報告は、条約発効の2年後に提出され、その後は4年ごとに、また委員会の要請に応じて提出されることになっている。市民社会には、委員会に締約国と並行した（パラレル）報告を提出する機会がある。委員会は報告を検討し、それに関する結論と勧告を出す。

この監視は、選択議定書によって補完されている。選択議定書は、個人またはグループが、条約の下で認められている自分の権利の侵害に関して、障害者権利委員会に訴えを提出することを可能にしている。また、選択議定書は、委員会の主導により、深刻かつ組織的な違反に対する調査手続きを規定している。

**2.2 障害者権利諮問委員会 VANE**

障害者権利諮問委員会（VANE）は、「条約」に準拠した国内調整機構である。その機能は、条約の国内実施を促進することである。

諮問委員会は、社会保健省の下で運営されている。諮問委員会の任務に関する規定は政令（908/2016）に定められており、それによると、諮問委員会は、「条約」の国内実施を促進するとともに、全行政部門はその活動において障害のある人の権利を考慮に入れる義務がある。また、条約第33条に基づく連絡担当者の任務を担う障害のある人の代表をメンバーの中から選出する義務がある。

諮問委員会は、各省庁、障害のある人とその近親者、労働界の団体、および市町村、郡、研究機関の代表者で構成されている。委員会は、委員長、副委員長、および最大16名のメンバーで構成されている。委員会には、事務局長と企画担当者がいる。政府は、障害者権利諮問委員会を4年ごとに任命する。

**2.3 行動計画の作成**

行動計画の作成に関する規定は、障害者の権利諮問委員会に関する政令に記載されている。諮問委員会は、その任期中の行動計画を作成しなければならない。第1期は通常の4年間よりも短く、2017年1月1日から2019年4月30日までとなっている。行動計画では、条約の実施を促進するための主要な国家目標、これらを促進するための施策、必要な監視を決定しなければならない。さまざまな省庁がその実施と目標を公約している。

行動計画は、「条約」の国内実施のために使用される。したがって、障害のある人を代表する組織を通じてプロセス全体に障害のある人を完全に参加させるという「条約」に定められた義務は、このプロセスにおいて考慮されなければならない。障害者団体から任命された6名の代表者を含む「障害者権利諮問委員会」が、行動計画作成のプロセスを調整している。また、諮問委員会は、さまざまな障害者団体の代表者を含むメンバーの中から行動計画作業部会を任命している。

また、行動計画の作成を支援するために、障害者団体だけでなく、障害のある人にも相談したいという声があった。この目的のために、全国レベルの障害者団体を対象としたヒアリングが行われ、そこでは最初の行動計画で取り上げるべき最も重要な問題を特定するよう、団体に要請することも含まれていた。このイベントでは、15の障害者団体が声明を提出し、17の団体がスピーチを行った。

ヒアリングに加えて、電子アンケートを実施した。障害者団体や市町村の障害者委員会は、このアンケートを広く共有するよう要請された。アンケートの目的は、障害のある人の日常生活における権利の履行状況を、本人および近親者の視点から調査し、行動計画で扱うべき課題の優先順位を決定することにあった。このアンケートには、フィンランド語版に522件、スウェーデン語版に55件、合計577件の回答が寄せられた。ヒアリングの要約、アンケート調査の報告と要約が作成された。これらは、行動計画の作成に関連して行われた議論で考慮されており、これを通じて、施策が準備された。これにより、関係当局に結果と出てきた問題点に関する情報を提供することができる。

将来的には、障害のある人に相談するための他の手段を検討し、ヒアリングをより利用しやすくすることが必要であることがわかっている。すべての障害のある人がウェブロポール（Webropol）社の電子調査システムに一般的な言語で回答できるわけではないという事実も考慮しなければならない。公聴会やアンケートで取り上げられた問題は、行動計画の作成過程で考慮されるが、サンプルは代表性のあるものではなく、すべての障害のある人が実際にアンケートに回答する機会があったわけではないことも同時に認識されている。また、「条約」は、障害のある子どもたちの声を聞くべきだと強調しており、そのための実践方法が開発されなければならない。

この行動計画の作成に関連して、障害のある人の権利に重要な意味を持つ省庁との会合が行われた。これらの省庁には、教育・文化省、法務省、社会保健省、運輸・通信省、経済・雇用省、環境省、外務省、財務省が含まれる。この会議では、各行政機関にとって重要な義務がまとめられ、VANEの行動計画・ワーキンググループが議論の基礎となる施策の初期提案を行った。会議には、VANEから事務局長、企画官、行動計画ワーキンググループの議長とメンバー、各省庁から議論されたテーマを担当する公務員が出席した。

**3 行動計画作成の出発点**

**3.1 シピラ首相の政府プログラム**

ユハ・シピラ首相の政府[[1]](#footnote-1)の戦略プログラムは、フィンランドの将来のビジョンを定義している：「2025年、フィンランドは、創造性に富み、思いやりがあり、安全な国である。私たち全員が自分の重要性を感じることができる。私たちの社会は信頼に基づいている」。目標は、個人の義務と社会の責任の間の倫理的に持続可能なバランスである。誰もが気遣いを受け、適切な時に助けを受けられる。

政府の目的は、フィンランド経済を持続可能な成長と雇用増加の道に導き、公共サービスと社会保障の財源を確保することである。政府は、政府の一般財政を均衡させる長期目標を堅持し、100億ユーロの持続可能性のギャップを埋める。これは、40億ユーロのコスト削減と政府の一般財政を強化する40億ユーロの改革によってカバーされる。残りの20億ユーロは、雇用と成長を促進する活動でカバーする。

政府プログラムにおいて、政府は5つの戦略的優先事項を選び、それらは26の主要プロジェクトの形で具体化されている。5つの戦略的目標とは、雇用と競争力、知識と教育、健康とウエルビーイング、バイオエコノミーとクリーンソリューション、そしてデジタル化、実験と規制緩和である。また、年金改革、医療・社会サービス改革、地域政府改革を実施し、政府一般財政の支出を削減し、中央行政を改革していく。

**3.2 障害者団体へのヒアリングの概要**

障害者団体へのヒアリングは、「条約」の実施を支援するために行われた。ヒアリングの目的は、障害者団体が行動計画の期間中に推進すべき最も重要な問題として何を認識しているかを明らかにすることであった。各障害者団体は、行動計画の作成において最も重要と思われる問題を3～5件提起した。このヒアリングで最も頻繁に取り上げられたテーマは次のようにまとめられる。

アクセシビリティという幅広いテーマは、各団体のスピーチや声明の中で最も頻繁に取り上げられた。また、障害者権利条約第9条のように、各団体のスピーチでも広い意味でのアクセシビリティが強調されていた。物理的環境に加えて、情報のアクセシビリティにも多くの焦点が当てられた。

多くのスピーチは、デジタル化に言及し、デジタルサービスのアクセシビリティを守ることを強調していた。デジタル化に伴い、アクセシビリティについても、さまざまなユーザーグループの視点から多角的に考慮する必要がある。スピーチでは、認知的なアクセシビリティや、視覚障害のある人のための特別な補助具サービスの使いやすさといった問題が取り上げられた。また、すべての人がデジタルサービスを利用できるわけではなく、個人的なサービスを提供しなければならないことも強調された。

アクセシビリティには、情報を入手する権利や自らの言語でサービスを利用する権利も含まれており、これらは多くのスピーチで強調されたトピックである。スウェーデン語や手話言語で情報を入手したり、サービスを利用したりする権利が強調された。また、平易な言葉を使うことの重要性も強調された。

同様に、条約第19条「自立生活と地域社会へのインクルージョン」も、2番目に多く取り上げられ、声明やスピーチで強調された広範なテーマとなった。このテーマでは各団体が、住宅についてよく言及し、また条約では、障害のある人はどこで誰と暮らすかを選択する機会を持つことができるとしていることに言及された。とりわけ、住宅サービスの競争入札（詳細は競争入札の項を参照）や過度に大きな住宅の建設は、この権利の実施を脅かすものとして認識されている。自立生活を促進するもう一つのサービスとして、パーソナルアシスタンス、その開発、また将来的にはその利用を可能にすることが挙げられた。

多くの団体は、「条約」が要求している、一般的な教育制度の下での平等な教育と教育に参加する権利の重要性を強調した。その他の懸念としては、分離教育、現在準備中の職業教育訓練の改革、教材のアクセシビリティ、手話言語教育などが挙げられた。

また、多くの団体が、競争入札の慣行を特に問題視している。これらは、障害のある人の自己決定権、自立生活、インクルージョンを脅かすものと考えられている。競争入札の影響については、特に住宅サービスや通訳サービスの分野で懸念が示された。最悪の場合、人々にとって死活的に重要なサービスが競争入札の対象となることで、生存権が脅かされることが懸念されている。また、競争入札の落札者には、必要な能力や専門性が欠けているのではないかと心配されている。ほとんどのスピーチでは、「公共調達と委託契約に関する法律」に基づいて、死活的に重要なサービスや生涯にわたるサービスを競争入札の対象外とすることを提案している。

障害者権利条約の重要な原則には、障害のある人を代表する組織を通じて、障害のある人に関わる意思決定に障害のある人を参加させ、協議することが含まれている。多くの団体は、医療・社会サービス改革など、現在進行中の主要な改革に関連して、より強力な参加の実践を要求していた。市町村や地域の障害者委員会とその役割の強化が重要視された。

スピーチでは、「条約」の第26条が関係する、多分野にわたる個別のリハビリテーションの重要性が強調された。また、障害のある子どもたちへの特別な補助具の重要性、質の高い十分かつ適切なリハビリテーションの重要性、全国のリハビリテーションの平等なアクセシビリティと質についても言及された。

**3.3 アンケート結果の概要**

今回の電子調査は、障害者権利条約の国内実施を支援するために実施された。その目的は、障害のある人の権利が日常生活の中でどのように実施されていると考えられているか、どのような問題を推進することが最も重要であると回答者が感じているか、そして権利の実施をどのように推進すべきかを明らかにすることであった。調査は2017年の秋に実施した。障害のある人やその近親者のほか、障害者委員会の担当者や障害者団体にメールで公開配布した。合計577件の回答が寄せられた。調査結果については、別途レポートが発行されている[[2]](#footnote-2)。

全体的に、回答者は権利の確保が比較的不十分であると感じている。すべての権利のうち、障害のある人の医療サービスへの平等なアクセスは、最もよく実現されたと考えられている。その一方で、回答者は、この医療サービスでは多くの地域差があると認識している。労働の権利と他の人と平等に雇用される権利の実現は、最も達成度が低いと考えられている。とりわけ、回答者が注目したのは、権利の実現を妨げると考えられている態度の問題であった。

社会における障害のある人の権利に関する意識向上の必要性は、調査のすべての種類の回答者グループが強調した。この観点から、回答者はより多くの研修、情報提供、態度への影響を求めた。また、他の人々との平等の確保というテーマも取り上げられた。また回答者は、個人レベルのサービスなどに関する意思決定と社会的な意思決定の両方を含め、障害のある人に関わる意思決定に障害のある人が参加することを強調した。

また、アクセシビリティの確保は、他の権利を実現するための前提条件であると考えられ、実際にこの前提条件が満たされていることを保証するよう求めていた。回答者は、障害のある人のさまざまなグループの特別なニーズを考慮した形で、アクセシビリティが幅広く検討されることを望んでいる。また、アクセシブルなコミュニケーションの話題も大きく取り上げられた。回答者は、平易な言葉や手話言語でのコミュニケーションの必要性や、デジタルサービスにおけるアクセシビリティへの配慮といった問題を取り上げた。

今回の調査では、回答者は今後2年間で特に注意すべき分野を特定するよう求められた。その結果、相当な生活水準と社会的保障が最も重要な課題として提示された。このテーマに関して、回答者は特に、保証年金などの最低限の収入で生活している障害のある人が、障害や病気のために多くの費用を抱えていることを心配していた。

自立生活と社会へのインクルージョンは、2番目に推進すべき重要な課題として挙げられた。回答者は、意思決定の支援や障害のある人の意見の聴取を重視した。回答者は、障害のある人に意見を聞く機会を提供し、必要な支援やサポートを行うことで、インクルージョンが最も促進されると考えている。

地域社会の一員として自立生活を送るためには、アクセシブルな環境、十分な個別サービス、十分な収入が必要であると考えられた。また、住宅サービス、パーソナルアシスタンス、交通サービス、相当な社会的保障も重要であると考えられた。インクルージョンを低下させると考えられた競争入札と、個人のニーズを考慮することは脅威であると認識されていた。（訳注　「（競争入札に伴う）個人のニーズの考慮の不足は脅威」の誤りと思われたが英文のまま訳した。）

**4 内容分野と施策**

この章では、条約の主要な要求事項を分野別に簡潔に示す。この計画期間中およびより長期的な観点から、さまざまな行政部門の施策が分野ごとにまとめられている。各省庁は、それぞれの責任の下の施策を実施することを約束している。行動計画の実施のための予算増額の可能性は、政府の一般財政計画および予算プロセスの一環として後に合意される。

当初の4つの分野（インクルージョン、障害のある人の差別禁止と平等、意識向上と知識基盤、アクセシビリティと情報アクセス）は、他の条文の実施においても考慮しなければならない横断的なテーマである。

**4.1 障害のある人のインクルージョン（第4条3）**

「条約」は、障害のある人に関する意思決定過程での障害のある人との話し合いや意思決定への参加を求めている。参加の強化は、障害者団体を通じて行われる。また、障害のある子どもも、彼らに関わる意思決定に含まれなければならない。

**4.1.1 インクルージョンの実施**

フィンランドでは、全国レベルの障害者団体が、約30の障害者団体の統括組織であるフィンランド障害フォーラム(Finnish Disability Forum)を結成している。また、スウェーデン語の障害者団体はSAMS rfを結成している。また、ほとんどの障害者団体は、社会・医療関係の団体の全国的な統括団体であるSOSTEのメンバーでもある。ほとんどの主要な法制や改革の取り組みに際して、個々の障害者団体と統括団体の両方が定期的に相談を受けているが、相談を受けるのはやや偶然的であり、行政部門によって異なる。例えば、社会・医療分野における障害者法制の主要な改革では、障害者団体の参加と意見聴取がすでに確立された手順となっている。優良事例を広めるべきであり、例えば、法案作成のための手引きには、障害のある人に関係する事項への障害のある人の参加に関する項目を設けるべきである。

家族は多くの面で参加しているが、障害のある子どもの意見が聞かれることは、依然として比較的少ない。障害のある子どもの親の団体も活発である。また、民間のサービス提供者に、例えばサービスのアクセシビリティを向上させるという観点から、障害者団体と協力することがいかに重要であるかを理解してもらうことも重要である。例えば、これにより、差別禁止法（1325/2014）に定められている合理的配慮の必要性を減らすことができる。

「条約」第33条に基づく国の仕組みには、障害のある人の代表が含まれている。中央連絡先には障害のある人の代表がおり、調整システムでは、障害者権利諮問委員会に、副議長に加えて5人の障害のある人の代表とその代理がいる。障害者権利委員会（Disability Rights Committee）は、独立した仕組みに関連して、人権代表団（Human Rights Delegation）の常設部門として運営されている。

地方自治法（410/2015）に基づき、フィンランドのすべての市町村は、独自に、または1つ以上の市町村と共同で、障害者委員会（disability council）を設置しなければならない。地方行政機関は、障害者委員会を設置し、障害のある人とその親族、障害者団体が障害者委員会に適切に参加することを保証しなければならない。地方行政機関は、障害者委員会の運営上の前提条件を確保しなければならない。

また、障害者委員会は、今後設立される郡にも設置される。この委員会は、適切な環境を得て、また郡と市町村の両方から支援を受けるという条件の下で、障害のある人の参加を確保する役割を果たす。障害のある人の個人的な意識や活動も、委員会の実際の意義に影響している。財務省、フィンランド地方自治体協会、障害者権利諮問委員会が協力して、地域障害者委員会の設立を支援する指針[[3]](#footnote-3)を作成した。

しかし、調査によると、障害のある人は、団体の活動への参加を除いて、他の市民に比べて社会への関与がかなり低い状態が続いている[[4]](#footnote-4)。同じ傾向は、2017年秋に障害者権利諮問委員会が実施した調査結果でも見られた。合計577人の回答者のうち、317人は自分のインクルージョンがうまく実現されていないか、あまりうまく実現されていないと感じており、他方、これがうまく実現されているか、比較的うまく実現されていると考えている回答者は99人しかいなかった。

調査によると、インクルージョンは、経済状況の悪さなどの問題に加え、環境やサービスへのアクセスの悪さ、態度面の環境、不十分な支援やサポート、参加する十分な機会の欠如などの他の障壁によって妨げられていることが指摘されている。地域政府、医療・社会サービス改革などの社会の構造改革は、障害のある人のインクルージョンの促進を可能にする新しい道筋と形態を開発する機会を提供する。

**4.1.2 インクルージョンを促進する施策**

**長期的施策**

1. 法律や開発事業の起草段階で障害のある人を含める手法を開発する。

責任機関：全省庁

2. 市町村と郡で、障害のある人の真のインクルージョンを促進する。地域政府改革への障害のある人の参加を確保する。市町村および地域の障害者委員会の運営を支援し、情報発信や優良事例の普及を通じて影響力を行使する機会を確保する。

責任機関：財務省、社会保健省、法務省

行動計画期間中の施策

3. 郡や市町村の障害者団体や障害者委員会が、郡で実施される保健・社会サービス改革の準備に関与することを保証する。

責任機関：社会保健省

4. 市町村と郡の障害者委員会の設立を支援する。

責任機関：財務省、社会・保健省、法務省

5. 参加の権利、市町村や郡の新しい役割、新しい電子サービスについてのアクセシブルな情報を提供する。アクセシブルな資料やパンフレットの必要性を調査する。

責任機関：法務省

6. 「条約」 の締約国会議への障害者団体の代表の参加を支援する。

責任機関：外務省

**4.2 平等と無差別（第 5、6、7、12、13条）**

すべての人は法の下で平等であり、平等な保護と平等な利益を受ける権利がある。障害のある人が他の人と平等に効果的な法的保護を確実に受けられるようにしなければならない。障害を理由とした差別は禁止されている。「条約」は、障害のある子どもと女性の状況に特に注意を払っている。彼らには他の人と平等にすべての権利を享受する権利が与えられなければならない。

**4.2.1 平等の実現**

フィンランドの差別禁止法（1325/2014）は2015年の初めに改革された。この法改正には、障害のある人の法的保護の多くの重要な改善が含まれており、特に重要なのは、合理的配慮の拒否を差別と規定したことと、差別禁止法の遵守を監督する当局の権限を拡大して、障害のある人に対する差別を含めたことである。

差別禁止法では、当局、教育機関、雇用主は、差別禁止の理由となるすべての事項（障害など）に関して、平等であることを評価・検討、促進しなければならない。法務省は、平等計画を支援するための指示と方法を作成し、他の省庁や非政府組織と協力して差別禁止法の内容に関する研修を実施している。

法律の積極的な発展にかかわらず、障害のある人の平等の実現には重大な問題が残っている。差別に関する国家監視システムの一環として実施された「私の障害は私を二流市民にしている」[[5]](#footnote-5)報告によると、この報告に関連して実施された調査の回答者の60％が、過去1年以内に生活の何らかの分野で差別を経験したと説明しており、半数以上がフィンランドの障害のある人に対する態度の傾向は良くない、または非常に悪いと感じている。

報告によると、特にサービスの提供や採用、職場での差別に直面している。報告によると、労働市場からの排斥と労働生活における態度面の環境が、障害のある人の平等と社会参加にとっての中心問題として浮上している。VANEが2017年秋に実施した調査もこの調査結果を裏付けるもので、577人の回答者のうち357人が、障害のある人の差別禁止がうまく実現されていないか、あまりうまく実現されていないと感じていた。

差別に関するこれらの報告では、障害のある人が多くの差別を経験していることが示されたが、彼らは自分たちが利用できる法的措置を積極的には利用していなかった。障害のある人が経験した差別に関する報告によると、差別に遭遇した人のうち、その差別について苦情を申し立てた人はわずか20％であった。法執行機関と障害者団体との連携をさらに強化し、権利の意識を高めるとともに、当局への信頼を高める必要がある。

態度面の風潮は、障害のある人が体験する安全感にも影響する。警察大学が行ったヘイトクライムに関する調査によると、障害のある人に対するヘイトクライムは全体の3～5％を占めている。また、法務省委託のヘイトスピーチとハラスメントに関する調査報告によると、障害のある人は特に、公共の場（道路、公園、バー、公共交通機関）、インターネット、サービス利用時にハラスメントやヘイトスピーチを経験している。

また、テロを示唆する様々な出来事の増加も、障害のある人の基本的な安全感を低下させている。このような状況では、障害のある人は周囲で起こっていることを察知したり理解したりすることができず、または移動したり避難場所を見つけたりすることもできないため、障害のある人の立場は非常に悪くなる。

**4.2.2 平等を促進するための施策**

**長期的な施策**

7. 省庁の業務における障害のある人の平等の促進。

責任機関：全省庁

8. 労働生活の平等と無差別を向上させる。

責任機関：経済・雇用省、法務省、社会保健省

9. 国連・障害者権利条約の監視メカニズムを発展させるとともに、国の監視システムの一部として障害のある人への差別の監視を発展させる。

責任機関：法務省、VANE、国立保健福祉研究所（National Institute for Health and Welfare）

**行動計画期間中の施策**

10. 当局、障害のある人を代表する非政府組織、商工業者とともに、平等計画に関する研修を実施し、研修資料を作成する。

責任機関：法務省およびVANE

11. 障害者団体と協力して、情報提供や研修の開催により、利用可能な法的救済手段に関する障害のある人の意識を向上させる。

責任機関：法務省および外務省

**4.3 意識の向上および知識基盤（第8、31条）**

障害のある人に対する意識を高め、障害のある人に関する固定観念、偏見、有害な慣習と闘わなければならない。「条約」の実施のために、統計データや研究成果をまとめなければならない。

**4.3.1 意識と知識基盤の現状**

障害に関する意識と知識は密接に結びついている。障害問題に関する意識を高めるためには、障害に関する知識が必要である。一方で、意識の高まりは知識の必要性を高める。意識と知識を高めることは、サービス提供者、当局、障害のある人にとって同様に必要である。

フィンランドでは、いくつかの当局が、障害のある人に関するさまざまな問題についてデータを収集する責任を負っている（フィンランド統計局、フィンランド社会保険協会（Kela）、国立保健福祉研究所など）。さらに、さまざまな当局、組織、サービス提供者、研究者がデータを収集、利用している。また、フィンランドには、視覚障害者登録（Finnish Register of Visual Impairment）など、法定の登録機関もある。

障害に関する知識の必要性は、「条約」の監視だけでなく、何よりも社会・保健サービスの計画、評価、提供に密接に関係している。各郡が将来、その地域の障害のある人の数とその障害の性質、さらにはこれらの人々のニーズ、そして社会がどのように彼らをケアするかを認識することが何よりも重要である。また、法改正の影響を監視するためにもデータや知識が必要である。

障害のある人の状況を総合的に説明するためには、徹底的なデータ収集と分析が必要である。また、それぞれの状況において、障害や機能的制限をどのように判断すべきかを理解する必要がある。過去数十年にわたり、いくつかの国際機関は、機能的制限、すなわち障害に関連する定義を積極的に研究し開発してきた。その目的は、世界レベルで機能的制限に関する信頼性の高い、包括的で比較可能なデータを得ることにある。

この作業により、いくつかの異なる、時には重なる提言がなされた。その一つが、国連統計委員会の下に設立された「障害統計に関するワシントングループ（WG）」[[6]](#footnote-6)で、2001年に活動を開始した。WGの活動には、各国の統計センターやその他の研究機関、障害者団体などが多数参加している。国立保健福祉研究所はフィンランドを代表してWGに参加している。

現在、国立保健福祉研究所が発行している統計報告データは、市町村や共同市町村で実施された調査や、社会サービスや保健サービスから個人レベルで収集された登録データで収集されている。また、国立保健福祉研究所では、多くの人口調査を行っている。

統計報告やその他の報告は、通常、現象に基づくのではなく、データ指向のアプローチで作成される。その結果、データがさまざまな場所に分散してしまい、全体像を把握することが難しくなっている。そのため、大学などで行われている障害のある人の研究を発展させる必要がある。障害の状況把握という観点では、時間的な変化を知ることができるかどうかが重要である。したがって、データを体系的に収集し、活用することが重要である。また、他の集団や他のいろいろな事象との比較も不可欠であり、そのためには、人口調査を発展させ、必要に応じて対象者を絞った調査で補う必要がある。

労働市場における障害のある人の数や、いろいろな教育課程にいる障害のある子どもの数など、正確な情報は引き続き不足している。支援を必要とする子どもや部分的な労働能力を持つ人については情報が得られるが、障害のある人は統計の陰に隠れている。フィンランドでは、障害に関する広範な調査・監視プログラムが必要とされている[[7]](#footnote-7)。

**4.3.2 意識と知識基盤の育成のための施策**

**長期的施策：**

12. 「条約」の実施を支援するため、全行政部門における障害のある人に関する知識基盤を強化する。

責任機関：全省庁

13. 新たな建物の建設や改修、また体系的な不動産管理の一環として、ユニバーサルデザインやアクセシブルな建築の意義についての意識向上と知識基盤の強化。

責任機関：環境省

14. 参加型学習の目的を監視するためのデータ作成方法の開発。

責任機関：教育・文化省、社会保健省、VANE

**行動計画期間中の施策：**

15. さまざまな行政レベルおよび行政部門における障害のある人の権利に関する意識の向上。

責任機関：VANE

16. 人権条約の定期報告に障害のある人の権利の観点を含める。障害のある人の権利を代表する団体が人権条約の定期報告に参加するよう奨励する。

責任機関：外務省

17. 障害のある人の雇用に関する報告を作成し、障害のある人の雇用を状況把握するためのツールを作成する。

責任機関：経済・雇用省

**4.4 アクセシビリティ（第9、21条）**

障害のある人は、物理的環境、交通、情報提供及び通信について、他の者と同等のアクセスを保証されなければならない。例えば、情報通信技術・システムや、公衆に開放された、あるいは公衆が利用可能なその他の取り扱いやサービスへのアクセスが確保されなければならない。この権利は都市でも農村でも等しく実現されなければならない。

障害のある人は、表現と意見の自由、および情報へのアクセスの権利を持たなければならない。これには、自らが選択した通信手段を通じて、情報や考えを求め、受け取り、伝える自由が含まれる。民間企業やマスメディアは、利用しやすい形式で情報やサービスを提供するよう奨励されなければならない。

一般市民を対象とした情報は、追加費用なしにアクセス可能な形式で障害のある人に提供されなければならない。手話言語、点字、拡張・代替コミュニケーションなど、障害のある人が使用するコミュニケーションの様式や形式は、公式な交流や情報提供において促進されなければならない。

**4.4.1 アクセシビリティの実現状況**

住宅は、物理的環境の不可欠な要素である。フィンランドの現在の住宅資源は、依然としてややアクセシブルではない。現在の住宅の約10％がアクセシブルである。単に新建だけでなく、補修も含めて、よりアクセシブルな住宅の確保が必要である。

住宅以外の建築物については、1970年代からアクセシビリティに関する規制が実施されている。しかし、アクセシビリティの状況に関する包括的な評価は行われていない。交通機関のアクセシビリティに関する基本的な解決策は、新築の際に実現されているが、これらは必ずしもすべての利用者に平等な行動の可能性を保証していない。また視覚・聴覚環境のアクセシビリティについても、引き続き大きな改善の余地がある。

政府は、建築物のアクセシビリティに関する新しい政令（241/2017）を発行した。この政令は2018年1月1日に発効した。以前と比べて、新政令はその調和のとれた適用を促進するために明確化された。政令では、さまざまな措置ができるだけ明確に示され、要件ができるだけ正確に示されている。

移動や機能障害のある人の保護住居や支援付き住宅を目的とした住居における、ロビー、キッチン、トイレ、洗面所のフリースペースの測定については、別の要件が定められている。このような住居は、その他の方法でも、援助や特別な補助具の使用を容易にしなければならない。

学生への経済的援助に関する法律（65/1994）に基づく経済的援助を受けられる教育・訓練に参加している人、または18歳から29歳までの人を対象とした住居については、アクセシビリティ政令は、学生寮のトイレおよび洗面所の5％にしか適用されていない。

環境省は、新しいアクセシビリティ政令に関連するいくつかの研修イベントに参加している。この行動計画の作成時点では、環境省は政令に関する適用指示書を作成中である。政令をサポートする指示書は2018年の初めに発行される予定である。また、計画作業に役立つ指針「アクセシブルな建築と環境」も現在準備中である。

建築物のアクセシビリティに関する政令は、建築許可の対象となるリフォームや改造にも適用される。この場合、居住用建物の適用範囲は、居住用建物の共用部分に限られる。目標志向の不動産管理では、建築許可を必要とする措置が予定されていない場合でも、アクセシビリティを考慮するよう指示している。フィンランド住宅金融・開発センター（ARA）は、後付けリフトを設置し、移動の妨げを取り除くための補助金を交付している。この補助金により、身体障害のある人が居住用建物、その中にある住居やその他の施設にアクセスできるようになる。ARAはまた、低所得の高齢者や障害のある人の住居の修繕にも補助金を出している。

差別禁止法（1325/2014）は、アクセシビリティを考慮する義務を課している。しかし、同法では、基本的なアクセシビリティの向上のための改造ではなく、合理的配慮を重視している。

サービスのデジタル化は、シピラ首相の政府の重要プロジェクトの一つである。これを達成するためには、電子サービスのアクセシビリティを確保し、電子サービスを利用できない人への関連サポートを行うことが不可欠である。

現在、デジタルサービスへのアクセスは、Suomi.fi（訳注　さまざまな公的電子サービスと情報をまとめた総合入り口サイト）のウェブサイトが15年前から運営されているにもかかわらず、特定の機関やサービスのための一定のサービスポイントでしか実現していない。財務省のリーダーシップのもと、ウェブサイトを重要なアクセシブルなサービス手段にするための取り組みが開始された。

財務省は、公共機関のウェブアクセシビリティとモバイルアプリに関するEU指令を実施するための政府提案を準備している。その目的は、公共行政機関のオンラインサービスへのアクセシビリティと法的救済の要件を法令レベルで調和させることにある。2018年9月1日から国内法を実施することを目的としている。

2016年7月1日、財務省は、地域レベルで実施される実験的な企画を通じて、電子サービスの利用を支援する運営モデルを開発するための「AUTAプロジェクト」を立ち上げた。このプロジェクトは2017年末に終了した。プロジェクトの最終報告書では、自力でデジタルサービスを利用できない人を支援するために、全国各地のさまざまな形のデジタルサービス利用支援をまとめた運営モデルを提示している。さらなる目的は、さまざまな形態のサポートを提供する人たちのために、サポート、そして良いサポートのための実践とモデルを生み出すことである。障害のある人がデジタルサービスを利用する際のサポートを行う者としては、公共サービス情報、図書館、ワンストップサービスポイント、市町村のサービス、団体や企業のサポートサービスなどが考えられる。2018年には、スマートフォンを持っている人は、メッセージアプリをダウンロードして、当局から送られてきたメッセージを閲覧したり、個人的に当局に問い合わせることができるようになる。

アクセシビリティには、言語権への配慮も必要である。フィンランド憲法第17条には、自分の言語と文化に対する権利が規定されている。憲法では、フィンランドの国語はフィンランド語とスウェーデン語とされている。すべての人が、法廷やその他の機関において、フィンランド語またはスウェーデン語のいずれかの自国語を使用し、その言語で公文書を受け取る権利は、法律によって保証されなければならない。公的機関は、国内のフィンランド語を話す住民とスウェーデン語を話す住民の文化的および社会的ニーズに平等に備えなければならない。フィンランド憲法の下では、手話言語を使用する人および障害のため通訳または翻訳の支援を必要とする人の権利は、法律によって保証される(第17条3）。

様々な行政分野の法律が、通訳の権利を含む言語権に関する規定を定めている。例えば、障害のある人の通訳サービスに関する法律（133/2010）には、フィンランドに住む障害のある人が、国民年金機構（Kela）が手配する通訳サービスを受ける権利についての規定がある。手話言語法(359/2015)の目的は、手話言語使用者の言語権の実現を促進することである。手話言語法によると、当局は、手話言語使用者が自分の言語を使用し、自分の言語で情報を得る機会を促進しなければならない。行政手続法(434/2003)によれば、当局は、明確で理解しやすく、要点をついた言葉を用いなければならない。

それにもかかわらず、言語権の実施は依然として不十分である。例えば、当局は手話言語使用者が自分の言語を使用し、自分の言語で情報を得る機会を促進しなければならないが、実際にはこれが必ずしも達成されていない。行動計画の作成には、緊急時の通訳提供の改善も含まれている。SMS（ショートメッセージ）による緊急番号112の使用は、2017年12月初めから可能になった。

アクセシビリティの義務は、テレビサービスにも適用される。情報社会法（917/2014）の改正により、音声解説や字幕に係る義務を商業テレビ放送事業者に課すことも可能になった。公益テレビ放送の番組制作免許を持つテレビ事業者には、引き続き音声解説・字幕制作の義務が適用されるほか、通常の番組制作免許で運営されている視聴者数の多い商業テレビ事業者にも、省の裁量で義務を課すことができる。情報社会法の最新の改正では、音声解説と字幕を含まなければならない番組の割合が、このようなチャンネルの50%から75%に増加した。

**4.4.2 アクセシビリティを高めるための施策**

**長期的施策：**

18. 全行政部門の活動において、アクセシビリティを考慮する。障害のある人の視点から様々な方法で物理的アクセシビリティを考慮するとともに、通信、資料、システムへのアクセスを考慮する。多チャンネル通信、手話言語や平易な言語の利用者を考慮する。

責任機関：全省庁

19. 改修補助金の利用の確保（アクセスの阻害要因の除去、および集合住宅におけるリフト設置のための、高齢者・障害者向け住宅改修補助金）。

責任機関：環境省

20. 情報提供や開発活動を通じて、ユニバーサルデザインへの配慮や、建築物および住環境のアクセシビリティを促進する。

責任機関：環境省

21. 言語権に配慮しつつ、障害のある人が電子サービスを利用しやすくする。

責任機関：財務省

**行動計画期間中の施策。**

22. 行動計画「デジタル交通・通信サービスをアクセシブルに」を、行政機関の責任分野の実施指導を通じて遂行する。

責任機関：運輸・通信省

23. デジタル化に関連するプロジェクトの実施において、国連・障害者権利条約の義務を負う。

責任機関：財務省

24. 保健・社会サービス改革におけるアクセシビリティと情報へのアクセスを促進する。

責任機関：社会保健省

25. アクセシビリティ政令に関連する連絡において、アクセシブルな建築の重要性を強調する。指針や指示において「条約」の義務を考慮に入れる。協力ネットワークを通じて設計者へのアクセシビリティ研修の実施に参加する。

責任機関：環境省

**4.5 自立生活とインクルージョン (第12、14、19、29条)**

障害のある人は他の人と平等に、居住の場やどこで誰と生活するかを選択する機会を持つことができなければならない。障害のある人は、生活と地域社会へのインクルージョンを支援するために必要なさまざまなサービスを受けることができる。このようなサービスには、居住サービスやパーソナルアシスタンスが含まれる。一般の人々のための地域サービスは、障害のある人にも平等に提供される。自立生活は、専門的なサービスや施策、居住施策によって支援されなければならない。

意思決定に必要な支援が、障害のある人に提供されなければならない。障害のある人は他の人と平等に、政治的・公的生活に効果的かつ完全に参加できなければならない。

**4.5.1 自立生活とインクルージョンの実現**

施設居住の廃止は、フィンランドの障害者政策の長期的な目標であった。特に、Kehasプログラムはこの目標の推進を目的としていた。2016年末に、知的障害のある人のための施設に795人の長期居住者がいて、2015年より17％減少した。Kehasプログラムの目的と実施にもかかわらず、施設ケアの数の減少は比較的ゆっくりである。

フィンランド住宅金融・開発センター（ARA）は、知的障害のある人を対象とした住宅の建設、基本的な改良、取得のための投資補助金を交付している。社会福祉・医療団体のための資金助成センター（STEA、旧RAY）は、知的障害のある人向けの住宅の取得に資金を提供している。ARAの投資助成金を利用した知的障害のある人向けの住宅は、主に15人以上の入居者がいるグループホームである。課題は、分散型の住宅解決策が十分に提供されていないことと、新しい住宅生産に伴う住宅関連サービスが十分に開発されていないことである。

汎用性の高い住宅解決策とそれを支えるサービスの開発に注意を払い、特に通常の既存の住宅での生活を促進すべきである。

住宅解決策は、常に個人のニーズに基づいたものでなければならず、障害のある人とその近親者を含めることが、住宅解決策の実施の中心とならなければならない。

また、適切で質の高いサービスは、自立生活の実現に不可欠な要素である。障害者法制の改正は、すでに数年前から継続中である。現行の「障害者サービス法」と「知的障害者特別ケア法」を置き換える新法は、2018年春に国会に提出され、2020年に新法が発効する予定である。

自己決定権に関する法律は現在準備中で、同様に2018年春に国会提出予定である。自己決定権の制限に関する「条約」が求める修正と付則は、2016年夏に「知的障害者特別ケア法」（519/1977）に加えられた。今後の地域政府、医療・社会サービスの改革は、障害のある人の生活にも影響を与える。国の法律には、支援された意思決定が引き続きふくまれておらず、実際、これを発展させることが今後数年間の課題である。

政治的権利に関連して、法務省は投票施設のアクセシビリティを確保するための指示を作成した。法務省は、フィンランドやスウェーデンの手話言語や平易な言葉で選挙の情報を提供し、視覚障害のある人向けの投票資料を用意している。法務省は、さまざまなパートナーと協力して、平易な言葉による選挙ビデオを制作している。2017年、オンライン投票を検討する法務省の作業部会は、オンライン投票は障害のある人など特定のグループに利益をもたらす可能性があるが、オンライン投票のリスクは引き続き相当大きいと指摘した。

**4.5.2 自立生活とインクルージョンを促進するための施策**

**長期的施策：**

26. 障害のある人のための特別なサービスにおける選択の自由の実施を促進する。

責任機関：社会保健省

27. 支援つき意思決定及び関連する優良事例の開発。

責任機関：社会保健省、法務省

28. 2020年末までに施設居住を廃止することに貢献する。障害のある人を対象とした住宅建設が、国連・障害者権利条約に則った生活を容易にすることに貢献する。子ども用施設居住の廃止に特に注意を払う。

責任機関：環境省、社会保健省

29. 障害のある人に居住の場と形態を選択する実際の自由を与えることに貢献する。

責任機関：社会保健省

**行動計画期間中の施策**

30. 障害者団体と協力して、支援つき意思決定の優良事例を調査する。

責任機関：社会保健省、法務省

31. 自己決定権に関する法律の作成及びその後の実施において、障害のある人の特別なニーズ及び「条約」に基づく義務が考慮されることを保証する。

責任機関：社会保健省

32. 新しい障害者法とその実施が「条約」に基づく義務を考慮に入れていることを保証する。

責任機関：社会保健省

33. 「条約」に基づく施設居住の廃止と個人住宅解決策の開発を促進することを目的としたKehasプログラムのフォローアップ会合を開催する。特に通常の住宅ストックの一部として、障害のある人のニーズを満たす十分な種類の住宅解決策が利用できるようにすることに貢献する。

責任機関：社会保健省、環境省

34. 知的障害のある人の住宅の平等に関する調査結果を、居住環境の改善に活用する。

責任機関：環境省

35. パーソナルアシスタンスへの指示を「障害者サービスハンドブック」などで明示する。障害者団体の専門家とこの件で協力する。

責任機関：社会保健省

36. 障害のある人の特別なニーズが考慮され、個々の解決策が実現されることを保証する、郡による取り組みを支援する。

責任機関：社会保健省

37. 介助・看護スタッフを任命する際に、障害のある人のプライバシーが尊重され、障害のある人の信念が考慮されることを保証するよう、社会福祉・障害者サービスの申請手順に明記する。

責任機関：社会保健省

38. 自立生活、必要なサービス、自己決定権への障害のある人の権利の実施を確保するための、公共調達及び委託契約に関する法律の適用に関する意識の向上。

責任機関：経済・雇用省、社会保健省

**4.6 移動（第9、18、20条）**

障害のある人は、移動の自由を得る機会を持たなければならない。障害のある人は、可能な限り最大の独立性をもって個人的な移動をする権利をもつ。障害のある人の個人的な移動は、障害のある人が選択した方法と時間で、必要な合理的な支援とサポートを提供することによって促進されなければならない。アクセシブルな交通機関やサービスに関するアクセシブルな情報を確保することも重要である。

**4.6.1自立した移動の権利の実現**

交通サービスを規制する法律の包括的な改革は、障害のある人の移動にも影響を与える。交通サービスに関する法律を実施する第一段階は進行中で、例えば2018年夏のタクシーサービスの規制緩和などがある。現行の行動計画を作成する時点では、第2段階の議会手続きはまだ進行中である。タクシーサービスに関する規定は、国内法に基づいている。2018年7月1日以降、タクシーサービスは主に「輸送サービスに関する法律」（320/2017）に基づいて規制され、サービスの質を確保するために障害のある利用者への支援に特別な地位を与えている。

バス事業者とタクシー事業者を含む交通サービス事業者は、サービスやアクセシブルな車両に関する必須情報を乗客に提供する義務がある。アクセシブルな車両の技術的要件については別途規定が設けられており、将来的にはそのような車両に対しても税の軽減措置が認められる可能性がある。

乗客の権利に関するEU指令には、障害のある人や移動に不自由のある人の支援などに関する規制が含まれている。権利の範囲は交通手段によって多少異なる。例えば、職員の訓練に関する規定は、これまでのところ、鉄道旅客の権利と義務に関する規定を除き、他のすべての規定に定められている。

しかし、鉄道輸送に関する規制の改正が保留されている。欧州委員会は、この修正案を利用して、旅客情報のアクセシビリティに関する要件を増やしたり、職員の能力に関する要件を設定するなどして、障害のある乗客の権利を改善することを目指している。また、この改正は、鉄道市場が競争に開放されたことにより、事業環境やEUの法律に生じた変化に旅客の権利が対応できるようにすることも目的としている。

EUでは、共通のアクセシビリティ指令（欧州アクセシビリティ法）を準備中である。例えば、この法律案には、主に視覚障害のある人や聴覚障害のある人の地位を向上させるために、旅客の権利に関するものを含め、これらに使用されるすべての輸送サービスや製品のアクセシビリティに関する提案が含まれている。

運輸・通信省は、「デジタル交通・通信サービスを利用しやすくするためのアクションプログラム」を作成した。このプログラムでは、交通・通信におけるデジタルサービスの主流化、アクセシビリティ情報の決定と利用可能性の向上、サービス提供者の意識向上を目的に、フィンランド交通局、フィンランド交通安全局、フィンランド通信規制局に施策を提案するとともに、いまだに電子サービスを利用できない人の日常生活を容易にし、アクセシブルなデジタルサービスに関する研究を展開している。このプログラムでは、法律の明確化と指示の更新の重要性も強調している。

多くの障害のある人にとって、公共交通機関の利用は不便である。そのような場合には、障害者法制に則った交通サービスを通じて、移動性を確保することが目的となる。輸送サービスに関する法律は、障害者法制の包括的な改革に関連して改正される予定である。現在、フィンランドには10万人以上の旅客輸送サービス利用者がいるが、公共交通機関のアクセシビリティを向上させることで、その数を減らす必要がある。

**4.6.2 自立した移動の権利を促進するための施策**

**長期的施策：**

39. 交通・通信のアクセシビリティを促進する。

責任機関：運輸・通信省

40. 障害のある人または移動に不自由のある人の権利の実施、および鉄道旅客の権利と義務に関する規則の改正の可能性に応じた権利の実施の監視。フィンランド交通安全局は、消費者オンブズマンとともに監視を担当する。

責任機関：運輸・通信省

41. 障害のある人のための自動車税補助金の妥当性を評価する。社会保健省のサービスシステムを発展させることにより、これに代わる施策の可能性を決定する。

責任機関：財務省、社会保健省

**行動計画期間中の施策**

42. 輸送サービスに関する法律の実施を監視し、タクシーサービスなどにおける障害のある人の移動への影響を追跡する。

責任機関：運輸・通信省

**4.7 教育（第24条）**

障害のある人は、他の者と平等に教育を受ける権利をもつ。障害のある人は、その障害を理由として一般教育制度から排除されてはならない。障害のある人は、自らが暮らす地域において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育と中等教育を受けることができなければならない。障害のある人には、個人の要求に応じた合理的配慮が提供されなければならない。障害のある人は、一般的な教育システムの中で、必要なサポートを受けなければならない。

**4.7.1 教育の機会均等の実施**

教育・文化省は2016年、総合学校の刷新を目的とした「新総合学校プログラム」を開始した。総合教育では3層の支援が用いられる。その目的は、学習成果の向上、将来の能力課題への対応、実験による教育方法の刷新、人々の人生を通じての学習意欲を高めることなどである。個別教育教師（tutor teacher）は、教育方法の刷新をサポートする。

オピバ・スオミ（「学習フィンランド」）チームは、フィンランド国立教育庁と連携して活動を開始し、更新するエコシステムをサポートし、教育における実験文化を促進する義務がある。教育が社会の他の部分から切り離された機関となるのを防ぐためには、現代の課題に対応する運営文化を育成することが重要である。社会的排除のメカニズムを認識し、それに介入する能力は、教師教育の発展によって培われる。

その出発点として、子どもや若年者の学習支援、初等教育前教育や就学、学生福祉サービスなどが一体となっている。その目的は、必要性が生じたら直ちにすべての子どもと若年者に学習と就学のための十分なサポートを提供することである。この支援の目的は、問題の複雑化・深刻化を防ぎ、長期的な影響を回避することである。

就学前教育や学校生活では、子どもや若年者とグループの教師との交流が密に行われなければならない。支援は主に、教育学的な専門知識と家庭との協力に基づいており、また、支援の必要性の検出、支援の評価、支援の計画と実施などの支援を行う教師や他の専門家との学際的な協力にも基づいている。子どもと若年者への支援を実施する上で、家庭と学校の協力の重要性が強調されている。

生徒の福祉は、初等前教育や学校の教育・指導上の課題と密接に関連している。子どもや若年者の発達環境や、就学前教育・学校の運営環境が変化していく中で、生徒の福祉は学校の基本的な活動の中でますます重要なものとなってきている。子どもと若年者の最善の利益は、生徒福祉活動の出発点である。就学前教育と学校では、子どもと若者の学習、健康、福祉、インクルージョンを促進し、必要な人には早期のサポートを確保するためにこの最善の利益の視点が用いられる。生徒の福祉は、主に予防的かつ共同体的な生徒の福祉として、就学前教育と学校のコミュニティ全体をサポートするために実施される。生徒福祉に関連して、子どもや若年者は、学校医や保健師のサービスだけでなく、学校心理士や福祉担当者のサービスなど、個別の生徒福祉を受ける機会がある。

子どもや若年者の学習支援や就学支援を実施するために、教育機関や学校、教師は外部からの力を必要とすることが多い。特に、より水準の高い支援（more demanding support）を実施する場合、市町村は外部からの相談だけでなく、相談訪問、子どもや若年者への多様な支援の実施、機能的能力の評価、リハビリテーションの実施、個別教材の作成、さらには支援付き住宅に関する大きなニーズをもつ。

教育・文化省は、医療・社会サービス改革の5つの協力対象地域でのVIP指針・サービスネットワークを立ち上げようとしている。このネットワークの目的は、市町村や民間の教育機関が、病院付属学校、エルメリ学校（Elmeri school　訳注　社会福祉サービスである特別ケアと連携して運営されている公立・私立（財団）の特別支援学校）、改革学校、大学の特殊教育学の研究・教育部門、ヴァルテリ学習・相談センター（訳注　国立の教育相談支援センター）の能力を活用する機会を支援することである。

VIPの活動の目的は、水準の高い特別な支援（demanding special support）に関する教育機関の協力体制を更新、発展、確立することである。ネットワークは、水準の高い特別支援を開発し、その地域における市町村や民間の教育機関の学校を水準の高い特別支援に関して支援し、指導するとともに、水準の高い特別支援の計画、実施、評価に際して個々の教師の相談に応ずる義務がある。

職業教育訓練の改革は、政府の重要プロジェクトの1つである。職業教育の改革には、職業教育訓練機関の運営に関する法律の改革が含まれる。これには、職業教育法（630/1998）と成人職業教育法（631/1998）を廃止し、職業教育訓練に関する新法（531/2017）を制定することが含まれる。職業教育訓練法および同法に基づいて制定された政令は、2018年1月1日に発効する。能力ベースと利用者志向が出発点である。

職業教育訓練法には、予算、指導、運営プロセス、学位制度、教育・訓練業者の構造の刷新も含まれている。これらの刷新は、事業環境全体が変化しているために必要とされる。将来の労働生活では新しい種類の能力や熟練度が求められるため、更新は避けられない。

職業教育訓練の改革の目的は、様々な応募ルートを通じて訓練への柔軟なアクセスを可能にし、水準の高い特別な支援を必要とする応募者を含め、基礎教育を修了したすべての人に学習の場を保障することである。特別な支援を必要とする人のための教育訓練は、主に職業教育訓練の中で他の人と共に組織される。教育訓練に応募する自由な権利により、水準の高い特別な支援を必要とする人は、職業的な特別教育機関で学ぶことができる。

その目的は、個人に最も適した学位や教育・訓練を見つけ、学業終了後の就職や、その他の意味のある仕事や生活を可能にすることである（職業資格、職業訓練の準備教育Valma、仕事と自立生活の準備教育Telma）。学生に対して、個人的な能力開発計画が作成される。支援や指導の必要性、特別なサポートの必要性、学習スキルや準備訓練を支援する学習の必要性など、個人のさまざまなニーズが計画の一部として考慮される。研修契約に基づく学習は、職場での必要な支援・指導や特別なサポートの助けを借りて実現され、学生が学習後に就職することを促進する。

職業高等資格の取得のために学習している者の能力評価を調整することにより、資格基準に例外を設けることができる。差別禁止法に基づく合理的配慮の必要性も、研修において考慮されなければならない。学生団体などを通じて、障害のない学生や障害のある学生のインクルージョンを高める目的がある。

改革の実施を支援するために、「職業教育訓練における水準の高い特別な支援を開発するためのグループ」が設立される。その任務は、様々な関係者間の協力を促進し、水準の高い特別な支援を必要とする学生のための職業教育訓練の実施に関連する課題やニーズを決定することである。この作業の一環として、水準の高い特別支援を開発するための提案と、水準の高い特別支援を必要とする学生の教育・訓練の機会を改善することを目的とした報告書が作成される。

**4.7.2 教育・訓練の機会均等を促進するための施策**

**長期的施策：**

43. すべてのレベルの教育に関する法律の実施において、「条約」第24条に基づくインクルーシブ教育の実施を監視する。

責任機関：教育・文化省

44. 障害のある人の教育・訓練へのアクセスを可能にし、個々のニーズを考慮し、必要な支援サービスを可能にする方法で、障害のある人が教育・訓練に参加できるようにする。

責任機関：教育・文化省

45. 生涯学習（学位、学位の一部、再教育、能力の補完など）の観点から、教育・訓練のニーズに応じて、教育・訓練の機会均等及び人生の様々な段階での能力の習得を促進する

責任機関：教育・文化省

46. 障害のある人の権利の認識を高めることにより、幼児教育・ケア、基礎教育、一般後期中等教育、職業教育・訓練、自由成人教育、高等教育への障害のある人の平等な参加を促進する。

責任機関：教育・文化省

47. 差別禁止法に基づき、教育・訓練における合理的配慮の可能性についての認識を高めること。

責任機関：教育・文化省

**行動計画期間中の施策。**

48. フィンランドの「スクール・オンザ・ムーブ」（Schools on the Move　訳注　学校における身体活動を促進することを目的とした研究に基づくプログラム）プログラムにおいて、子どもと若者の特別なニーズを考慮に入れることに貢献する。

責任機関：教育・文化省

49. 教育・訓練における平等計画の作成を促進・フォローする。

責任機関：教育・文化省

50. インクルーシブ教育の優れた実践例の収集と普及。

責任機関：フィンランド国立教育庁

51. 教育および訓練、ならびに教育に関する指導およびコミュニケーション（補助器具およびアクセシブルなデジタル学習環境を含む）において、アクセシブルな技術の活用を促進する。

責任機関：教育・文化省

52. 生徒・学生団体の活動への障害のある人の参加を促進する。

責任機関：教育・文化省

**4.8 健康およびリハビリテーション（第25、26条）**

障害のある人は、障害に基づく差別を受けることなく、達成可能な最高水準の健康を享受する権利をもつ。障害のある人は、他の人に提供されるのと同じ範囲、質、水準の無料または安価なサービスを提供されなければならない。また、障害のある人は、その障害のために特に必要とされる保健サービスを受ける権利をもつ。保健サービスは、農村部を含め、できるだけ身近な地域で提供されなければならない。

障害のある人が最大限の自立、十分な身体的、精神的、社会的な能力、そして生活のあらゆる側面での完全なインクルージョンと参加を達成して維持できるように、ピア・サポートなどを通じた総合的なリハビリテーション・サービスが障害のある人に提供されなければならない。

**4.8.1 リハビリテーションおよび医療サービスへの平等なアクセスの実現**

現在進行中の地域政府および保健・社会サービスの改革も、障害のある人の医療サービスへのアクセスに影響を与える。また、選択の自由に関する法律が制定されると、障害のある人にも影響が及ぶ。将来的には、直接選択サービスや法人化されていない郡の事業サービスによって、障害のある人が自分に合った医療を選択する機会も増えるだろう。障害のある人がサービスを選択する平等な機会は、例えば、移動のためのアクセシビリティの程度や、利用できるサービスに関するアクセシブルな情報の欠如などによって制限されることがある。

ユハ・シピラ首相の政府目標の一つは、リハビリテーションの総合的な改革を実施することであった。リハビリテーションに関する現行法は、いろいろな時期に制定されたサービスおよび保険制度に関するいくつかの法律で構成されている。過去数十年の間に、リハビリテーション制度は継ぎはぎのものとなり、全体から見てパーツが異なる、時には重なる機能を持つようになった。リハビリテーションに関する各機関の任務や、責任と資金の分担については、各機関に関する法律に別々の規定が設けられている。

この改革は、リハビリテーションへのアクセスとその効果を向上させることを目的とした、医療・社会・職業リハビリテーションの発展のための法律、指針、協力プロセスの整備に関するものである。この改革のために、社会保健省は2016年の秋にリハビリテーション改革委員会を設置した。委員会が作成した提案は、2017年11月に同省に提出された。

委員会による55の提案は、リハビリテーションの提供だけでなく、いろいろなライフステージにあるリハビリテーション対象者のプロセスや、リハビリテーションの共通運営モデルに関するものである。また、補助機器サービスの提供についても提案されている。リハビリテーション制度に関するその他の提案は、情報システム、リハビリテーションのための養成訓練、研究開発、およびインセンティブに関するものである。

この提案に基づいて、医療と社会ケア分野のリハビリテーションの提供と資金の責任は郡に移されることになる。当面は、医療・社会サービス改革の最終的な内容、多元的な財源の改革、リハビリに関する不服申し立て制度などが決定されるまで、国民年金機構（Kela）が高度な医療リハビリとリハビリ心理療法を提供する。委員会はまた、地域的な実験とその評価についても提案する。

働く年齢の人々のリハビリテーションプロセスに関する提案は、産業保健医療の役割の明確化、リハビリテーションの必要性の定期的な評価、および法律の調整などの問題に関するものである。リハビリテーションの提供に関連して、成長サービス（growth services）を提供する際に、長期失業者や部分的な労働能力を持つ人、障害年金受給者に配慮することが提案されている。さらなる検討が必要な最も本質的な内容は、社会的・医療的ケアおよびリハビリテーション・サービスに関する訴え、利用者の法的保護、インセンティブの開発に関する研究である。

委員会によると、補助機器サービスや住宅改造に関する取り決めは、国全体、地域、郡のレベルで関係者間の明確な基本ルールを作る必要があるという。郡の補助機器センターは、その地域のすべての補助機器サービス（引換券（バウチャー）を含む）と改修工事を調整する。郡の補助機器センターは、病気の治療に必要な補助機器物資の短期的な貸し出しの手配をすることができ、オンコールベースで対応する。

現時点では、補助機器に関する意思決定プロセス（法的保護と不服申し立て）は、さまざまな法律の下で異なる。医療リハビリテーション補助は、医療ケア法に基づいて提供される。また、障害者サービス法に基づく改修工事、器具、機械、設備は、障害者サービスに関する新しい立法案に移行され、不服申し立ての権利が維持されている。

委員会の提案に基づき、職業リハビリテーションの補助機器は、フィンランド社会保険機関のリハビリテーション給付およびリハビリテーション手当給付に関する法律の第8条に基づく、障害者サービス制度の一部として移管される可能性がある。これが実施される場合、すべての障害のある人が障害者サービス制度の範囲に該当するわけではないという事実を考慮しなければならない。そのため、他の法律に基づいて、これらの人々が職業リハビリテーション支援を受けられるようにすることも重要である。そのためには、ニーズを評価する際に利用者志向のアプローチを適用し、補助機器を提供する際には部門を超えた協力が必要であり、サービスを提供する責任（医療・社会サービス、教育・成長サービスの責任）についても明確な規定が必要である。

学習や労働に関連する補助機器は、フィンランド社会保険機関が提供する職業リハビリテーションに関連している。委員会の提案は、サービスを提供する責任を郡に移すものである。現在作成されている補助機器の提供に関する国の基準では、この起こりうる変化を考慮していない。

**4.8.2 リハビリテーションおよび医療サービスへのアクセスを促進するための施策**

**長期的施策：**

53. 「条約」 に従って、障害のある人がリハビリテーションおよび医療サービスを利用できることを保証する。

責任機関：社会保健省

**行動計画期間中の施策。**

54. 政府プログラムに沿ったリハビリテーションの総合的改革において、「条約」に基づく義務を考慮する。

責任機関：社会保健省

55. 補助機器の提供基準を定め、法的保護を改善することで、十分かつ質の高い補助機器サービスを保証する。

責任機関：社会保健省

**4.9 労働と雇用（第27条）**

障害のある人は他の人と平等に働く権利がある。彼らは、自由に選択した仕事によって生計を立てる権利をもつ。労働環境は、障害のある人にとってオープンで、インクルーシブで、アクセシブルなものでなければならない。また、雇用の途中で障害が発生した人に対しても、働く権利が確保されなければならない。

**4.9.1 労働と雇用の平等の実現**

VANEが行った調査によると、すべての障害のある人の権利のうち、フィンランドでは働く権利の実現度が最も低い。障害のある人の雇用率に関する正確な数字はないが、フィンランド視覚障害登録が行った視覚障害のある人の社会的地位に関する調査によると、フルタイムの雇用に就いている労働年齢の視覚障害のある人は全体の20%強に過ぎない。

働く年齢のフィンランド人の約190万人、つまり労働年齢人口の半分以上が長期的な病気や怪我を抱えていることになる。そのうち60万人が、自分の病気や怪我が仕事や仕事の機会に影響すると評価している[[8]](#footnote-8)。また、部分的な労働能力を持つ人は、他の人に比べて失業のリスクが高い。怪我や長期の病気は、多くの場合、仕事への復帰や、そもそも仕事に就くことを妨げる。

2017年11月末時点で、雇用・経済開発局を利用している部分的な労働能力を持つ失業者は、合計で33,625人であった。これは、前年の同時期に比べて5,647人（14.4％）少ない。しかし、部分的労働能力を持つ人の雇用は、完全労働能力を持つ人に比べて増加率が低い。フィンランドでは障害のある人の登録が行われていないため、この人々の雇用や失業率に関する最新の情報は得られない。現在のところ、このような情報は、特定の利益やサービスの提供に関するデータによる個別の調査で入手する必要がある。

ユーホ・サーリ（Juho Saari　訳注　タンペレ大学 社会科学部 学部長）氏が率いる不平等問題に取り組むワーキンググループと協力している主要プロジェクト「部分的労働能力を持つ人のキャリア機会」（下記参照）では、フィンランド社会保険機関から年金受給者への介護手当や16歳以上の人への障害手当を受給している人の労働生活への参加や起業についての調査データを入手した。これらに分類される障害のある人のうち、過去2年間にフルタイムの仕事に就いていた人は38.4％、パートタイムの仕事に就いていた人は31.0％であった。就業経験のある回答者のうち、53.5%が現在の労働時間に満足しており、労働時間の延長を希望しているのは13.2%に過ぎなかった。就職を希望する人のうち、フルタイムを希望する人は26.1％、パートタイムを希望する人は25.1％であった。回答者の33％が自分は働けないと考えている。残りの回答者は、せいぜいたまに働くことを希望している。

部分的な労働能力を持つ人々のためのキャリアの機会は、シピラ首相の政府の主要プロジェクトの1つである。このプロジェクトでは、部分的な労働能力を持つ人が、労働生活を続けられるように、あるいは公開市場での雇用をよりうまく見つけられるように、立場を改善するための解決策を模索している。主要プロジェクト（2016年～2018年）には、部分的な労働能力を持つ人の雇用とインクルージョンを支援するための新しい方策を生み出し、検証する8つのプロジェクトが含まれている。

「部分的な労働能力を持つ人のキャリア機会」は、部分的な労働能力を持つ人のためのOsku（フィンランド学生連盟）プログラム（2013～2015年）で開発された、部分的な労働能力を持つ人の雇用をサポートするモデルを普及させている。例えば、仕事や労働条件は、その人の障害や病気が働く能力に影響を与えないように適応させることができる。部分的な労働能力を持つ人のためのサービスで働く専門職の能力は、フィンランド各地で労働能力コーディネーターの研修により開発されている。OSKUのオンラインサービス[[9]](#footnote-9)には、部分的な労働能力に関連するサービスや給付金、施策の有効性、研究や最新の法律などに関する話題の情報が含まれている。

障害のある人や部分的労働能力を持つ人の起業を妨げる要因と促進する要因についての研究が行われた[[10]](#footnote-10)。また、前述のユーホ・サーリ氏率いる不平等問題を解決するためのワーキンググループで得られた研究資料により、さらに情報を得ることができた。この資料と、政府の分析・評価・研究活動による調査の提案は、労働市場団体、起業家団体、障害者団体と協力して障害のある人の起業を促進する具体的な施策の基礎として活用されている。

部分的な労働能力を持つ人の就職機会と障壁に関する雇用主の考えを調査する研究プロジェクトが、南西フィンランド経済開発・交通・環境センター（ELY）による国家ESFプロジェクト「部分的な労働能力を持つ人の雇用促進のための労働能力コーディネーター試行事業」の一環として実施された。このプロジェクトは、ヨーロッパ社会基金と経済・雇用省の資金援助を受けている。この調査によると、ほとんどの企業は、求職者が部分的な労働能力を持つ人であっても、働く意欲を最も重要な基準や資質として認識している。そのため、障害や病気があっても採用の決め手にはならない。今回の調査によると、部分的な労働能力に対する意識は、より肯定的な方向に向かっているようである。今回の調査結果をもとに、採用の敷居を低くするための施策を実施する。うまく機能している解決策やモデルについての情報や例は、地域の研修などの形で雇用主に広められる[[11]](#footnote-11)。

障害のある人や部分的労働能力を持つ人が必要とするサービスを現在よりも効率的に利用できるように、部分的労働能力を持つ人が必要とするサービスの運営モデルや文化、関連する法律を改革する。もう一つの目的は、より多くの部分的労働能力を持つ人が就職への道を歩むことができるようにすることである。この改革は、身体障害のある人や知的障害のある人などの労働活動の訓練に関わる。この活動はより多く雇用契約の下で働くことを目指して、目的とアプローチが変更される。その意図は、企業で行われている作業活動訓練（障害者の地域雇用として知られている）を期間を定めた試験雇用に切り替えることである。部分的労働能力を持つ人のために、治療とリハビリテーションにおいて、タイムリーで利用者志向の労働能力支援モデルが創出される予定である。この運営モデルは、地域の実験で開発される。

「部分的な労働能力を持つ人のキャリア機会」では、三者構成のワーキンググループが、部分的な労働能力に関連する「インセンティブの罠」の削減に関する報告書を作成した。このグループは、年金と勤労所得を組み合わせ、その所得によって現在支払われている年金を単純に減額するという、いわゆる線形(linear)モデルを提案した。線形モデルの結果、勤労所得を引き上げれば総所得額が増加し、「インセンティブの罠」にはならない。

2020年の施行が提案されている地方政府改革の一環として、経済・雇用省は成長サービスと関連する法律の改革を準備している。この改革では、現在のELYセンター、TEオフィス、地域委員会の任務を郡に移し、サービスを明確にして利用者志向を強める。2018年春には、地域開発と成長サービスに関する法律、および成長サービスに関する規制についての政府提案を国会に提出する意向である。

　成長サービスの中には、国レベルで提供されるものと、郡レベルで提供されるものがある。すべてのサービスは、調和のとれた適切な事業として実施されなければならない。郡は、失業者の就職機会を促進する十分な成長サービスを、郡レベルで提供する責任を負う。将来、郡が利用者ニーズに対応したサービスを提供できるようになれば、利用者間の平等が促進される。郡はフィンランドを拘束する国際的な義務に従わなければならず、国はこれらに関連する義務を郡に課すことができる。特に、これらの義務には、サービスの利用可能性における平等、異なる利用者グループや個々の利用者の差別のない扱いが含まれている。これらの義務の実施状況は、国と郡との対話の中で毎年評価される[[12]](#footnote-12)。

**4.9.2 平等な労働と雇用へのアクセスを促進するための施策**

**長期的施策：**

56. 障害のある人とない人の雇用率の格差を縮小する。

a. 他の求職者グループと同様に、障害のある人の失業期間を短縮する。利用関係の終了理由は、他の求職者グループの分布とより一致しなければならない。

b. 障害のある人の求職者登録を増やす。

c. 障害のある人の求職者登録を増やす。（訳注　ｃはｂと同一文）

責任機関：経済・雇用省

57. 新しいサービス構造において、障害のある人が就職に必要な支援を受けられるようにする。

責任機関：経済・雇用省

58. 雇用主の間で、利用可能なサービスや支援の形態についての認識を高める。

責任機関：経済・雇用省

59. 障害のある人の雇用を妨げる「インセンティブの罠」の削減。

責任機関：社会保健省

**行動計画期間中の施策**

60. 「部分的な労働能力を持つ人のキャリア機会」という主要プロジェクトの一環として、職場における労働条件の調整を促進する。

責任機関：社会保健省

61. 「部分的労働能力を持つ人のキャリア機会」の重要プロジェクトの一環として、身体障害および知的障害のある人の労働活動のための訓練に関する法律を更新する。職場で行われる作業活動のための訓練（障害のある人のコミュニティ雇用として知られている）について、より詳細な規定を設ける。

責任機関：社会保健省

62. 「部分的労働能力を持つ人のキャリア機会」の重要プロジェクトの一環として、いわゆる線形モデルに基づく法改正の政府提案を準備し、障害年金および勤労所得に関する「インセンティブの罠」を削減する。

責任機関：社会保健省

**4.10 相当な生活水準と社会的保障 (第28条)**

して、手頃な価格のサービス、機器、その他の支援へのアクセスを確保することが重要である。

**4.10.1 相当な生活水準と社会的保障の実施**

障害のある人は低所得であることが多く、補償があっても障害が原因で多くの追加費用や利用者負担に直面する。保証年金に関する法律は 2011 年から施行されている（703/2010）。保証年金は、低所得者の収入を確保するために導入されている。保証年金の範囲は随時改定されており、2018年初めには約15ユーロの増額が行われ、保証年金の総額は約775.27ユーロ（訳注　月額）となった。また、若年者向けのリハビリテーション手当や職業リハビリテーションを受けている人向けのリハビリテーション手当の最低額も保証年金の額に合わせて引き上げられた。

多くのサービスを必要とする人の収入の妥当性を確保するため、支払い額の上限が導入された。それにもかかわらず、多くのサービスを必要とする人にとっては、利用者負担金が経済的に困難な原因となっている。利用者負担金の改革は、社会保健省に設置されたワーキンググループで検討されている。例えば、健康保険制度の下で償還される医療関連の旅費の自己負担額は、現在、1回の通院につき25ユーロであり、治療を必要とする障害のある人にとっては、支払い上限に達する前の年初などに困難が生じる。

TOIMIプロジェクトは、首相官邸によって実施されている。このプロジェクトは、雇用と活動を改善し、不平等を是正する基本的保障の総合的な改革を準備することを目的としている。

このプロジェクトには、総合的改革のためのいくつかの代替モデルの作成が含まれている。

**4.10.2 相当な生活水準と社会的保障を促進するための施策**

**長期的施策：**

63. 相当な生活水準と社会的保障への障害のある人の権利を確保する。

責任機関：社会保健省

64. 利用者料金や自己負担金の実体が明確で、利用者の料金負担が合理的であり、サービスの利用を妨げないようにするための検討・開発。

責任機関：社会保健省

**行動計画期間中の施策。**

65. 利用者料金、薬代と旅費の払い戻し、およびこれらに関連するあらゆる変更について、「条約」の義務を考慮に入れる。改革に関連して、相当な社会的保障への障害のある人の権利を確保する。

責任機関：社会保健省

66. 社会的保障の総合的改革（TOIMIプロジェクト）の準備において、「条約」の義務が考慮されることの確保に貢献する。

責任機関：首相官邸、社会保健省

67. 社会福祉・医療における利用者料金に関する法律の実施において、利用者料金を削減・軽減する機会などの問題に注意を払う。

責任機関：社会保健省

**4.11 文化的生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）**

障害のある人は、文化的生活に参加し、創造的、芸術的、知的な可能性と理解を深める権利をもつ。施設やサービスのアクセシビリティを確保するとともに、参加の機会を均等にすることが重要である。

障害のある人は、他の人と平等に、手話言語やろう文化を含む固有の文化的・言語的アイデンティティが認められ、支援を受ける権利がある。

**4.11.1 文化的生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの平等な参加の実現**

「文化政策2020年戦略」の目標は、文化と図書館のサービスがすべての人に平等にアクセスでき、利用できること、そしてフィンランドの文化の世界で、さまざまな人口集団の参加とその文化的探求の機会が実現されることである。2015年には、文化事業のアクセシビリティ指針が発行された。障害のある人が文化を消費し生産する機会は、例えば、アクセシビリティを改善したり、障害のある人の介助者が文化・スポーツイベントに無料参加できるようにするなど、様々な方法で促進されている。2018年夏に利用できるようになる「EU障害者カード」は、こうした機会を促す。しかし、手話言語や筆記通訳で提供される文化・スポーツイベントはわずかである。

国民スポーツ審議会の目的は、スポーツの分野における中央政府の施策の影響を評価することである。この評価作業とは、すべての責任分野における施策の目的、施策、財源、そして成果と影響を可視化することである。評価に基づいて、審議会は各期の中央政府の活動の一環として、運動とスポーツの振興と開発のニーズについて提案しなければならない。

国民スポーツ審議会による評価は、身体活動の促進、自立的及び指導付きの身体活動や余暇の身体活動への関与、身体活動に関連する市民活動のほか、トップレベルのスポーツという4つの中心的な内容で構成されている。平等と無差別の前提も、これらすべての内容に関連して評価される。中央政府は、国民が広範な身体活動およびトップレベルのスポーツに従事するための前提条件を整える責任がある。

身体活動、練習への参加、およびトップレベルのスポーツに関連する障害のある人の権利と機会の実施には、審議会がさまざまな分野での中央政府の活動の目的、施策、資金、ならびに実績と効果をとり上げる際に、平等と非差別の問題を広範囲に考慮することが必要である。

適応型身体活動に関する継続的な評価が行われており、その分野の一つは、障害のある人が運動したり、身体活動や競技・トップレベルのスポーツに参加したりする機会に関するものである。この評価は7つの課題で構成されており、中央政府による舵取り、知識基盤、影響評価システムの開発や、さまざまな関係者間の協力関係の強化に関する提言などを含んでいる。評価は2017年9月から2018年3月にかけて実施される予定である。

**4.11.2 文化生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの平等な参加を促進するための施策**

**長期的施策：**

68. 障害のある人の権利に関する意識を高めることにより、運動、芸術、文化、および青少年の労働活動への障害のある人の平等な参加を促進する。

責任機関：教育・文化省

69. 平等の実現にますます注意を払い、実施のための補助金事業や情報提供の中でそれを実践する。

責任機関：教育・文化省

**行動計画期間中の施策。**

70. Harrastustakuu（「レクリエーション活動の保証」）プログラムにおいて、子ども・青少年およびその特別なニーズを考慮する。

責任機関：教育・文化省

71. 運動機能障害のある人の日常的な運動、身体活動、トップレベルのスポーツに関する中央政府の施策および政策手段の評価。

責任機関：教育・文化省、国民スポーツ審議会

**4.12 国際協力（第11、32、33条）**

障害のある人の権利は、武力紛争、人道的緊急事態、自然災害の発生など、リスクのある状況においても確保されなければならない。国際協力への障害のある人の参加を支援しなければならない。開発活動は、情報、経験、研修プログラム、優良事例の国際的な交換と共有を含む方法で支援されなければならない。

**4.12.1 国際協力における障害のある人の権利の実現**

障害のある人の権利の実現は、フィンランドの人権政策の重点分野のひとつであり、フィンランドの開発政策の横断的な目標である。その目的は、フィンランドおよび国際的な政治的意思決定への障害のある人の参加を支援するなどの手段を通じて、障害のある人の権利の実施を促進することである。障害のある人の権利は、EU、国連、欧州評議会（CE）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、その他の国際機関による国際的な人権促進の一環として、可能なかぎり考慮されている。

フィンランドの政策を策定する際には、障害のある人および障害のある人を代表する団体の意見が、可能な限り幅広く考慮される。例えば、外務省が主導する障害者政策に関する国際調整ワーキンググループの枠組みの中で、公聴会が開催される。障害のある人の権利は、フィンランド国内のさまざまな団体が開催する講演や、決議に向けた交渉の場でも強調されている。Marko Vuoriheimo（通称Signmark）（訳注　1978年フィンランド生まれのろうのラップアーティスト）は、障害のある人の権利に関する問題について、外務省の特別代表を務めている。

フィンランドの開発政策に関する報告によると、障害のある人はすべての活動において考慮されなければならない。フィンランドは、国際的なフォーラムで、影響力を行使する努力をし、開発における人権に基づくアプローチを実施することで、障害のある人の権利を積極的に推進している。このアプローチでは、フィンランドのすべての開発協力プロジェクトは、無差別、アクセシビリティ、インクルージョンと関与、透明性などの人権原則を確実に実施しなければならない。

フィンランドは、特別プロジェクト、メインストリーミング、政治的影響力と対話という3つの主要チャンネルを通じて、障害のある人の権利の促進を約束している。フィンランドは、世界中の障害のある人の権利を促進するプロジェクトに資金を提供している。関連する資金の監視を強化するために、外務省は2016年にいわゆる障害資金マーカーを導入した。また障害資金は、開発政策のより戦略的部分としても展開されている。

世界には約10億人の身体障害のある人や知的障害のある人がおり、人道的危機の発生時には最も脆弱な人々の一部となる。危機に際して、障害のある人は差別され、必要な支援やサービス、情報を得られないままになってしまうことがよくある。例えば、情報へのアクセスが十分でない場合、避難やその他の安全対策に関する情報が障害のある人に間に合わないことがある。調査によると、自然災害や紛争で命を落とす障害のある人の数は、障害のない人の4倍にのぼると推定されている。女性や少女は、性的暴力や虐待、交差的差別の被害者となるリスクが特に高い。

近年、フィンランドは、人道的危機における障害のある人の状況に特に注意を払っている。また、特に難民に関して、障害のある人の地位への配慮を強化している。このプロジェクトを実施するために、2014年から2017年にかけて総額200万ユーロが割り当てられている。

ワールド・ビジョン・フィンランドは、2014年の初めから、外務省の人道支援金を受けて、ウガンダ、ケニア、イラクの難民キャンプで活動を行ってきた。この活動の焦点は、キャンプに住む障害のある人がより自立した生活を送る権利と可能性を確実に認識するために、清潔な水と衛生設備が利用できるよう改善することであった。他の組織の人道的プロジェクトにも、フィン・チャーチ・エイド（Finn Church Aid　訳注　フィンランド最大の国際援助団体）やフィンランド赤十字社など、障害のある人の立場をサポートする要素が含まれている。また、フィンランドの団体は、人道支援を計画する際に、障害者団体の専門知識を利用している。

人道支援の協力ネットワークである機関間常設委員会（IASC）の提唱の結果、人道支援活動における障害のある人の地位を扱うガイドラインの作成が始まった。このプロセスは、人道支援に関わる機関の実務に広く影響を与える。フィンランドは、このガイドラインの作成を資金面で支援している。この指針は、優れた実践のための基準を作り、人道援助の有効性、効率性、人権の基盤を強化する。

**4.12.2 国際協力における障害のある人の権利を促進するための施策**

**長期的施策：**

72. 人道援助に関する国連機関やフィンランドの非政府組織の方針やプログラムにおいて、障害のある人の視点を主流化することを積極的に支持して活動する。

責任機関：外務省

**行動計画期間中の施策。**

73. EU、国連、欧州評議会（CE）、欧州安全保障協力機構（OSCE）などの国際機関の運営や、難民・移民の権利に関する枠組みを含むさまざまな世界的な政治プロセスや交渉において、可能であれば障害のある人の権利を積極的に強調する。

責任機関：外務省

74. 障害のある人の権利に関する特別報告者の活動、およびOSCEの民主主義制度・人権事務所（ODIHR）による障害に関する活動に対して、政治的および可能であれば財政的支援を継続する。

責任機関：外務省

75. 障害のある人の促進を開発政策の重点分野、目的、実績報告とより密接に関連させ、障害のある人への資金のためのフォローアップ指標を開発する。

責任機関：外務省

76. 国連機関の理事会に障害問題担当者を任命し、障害関係の活動に資金を割り当て、必要なノウハウを得る必要性を強調するなど、国連機関への働きかけを継続すること。

責任機関：外務省

77. 人道的危機における障害関係の活動の重視。フィンランドは、国連機関やフィンランドの団体の人道支援活動を財政的に支援し、障害のある人の視点の主流化について国連機関と積極的に対話する。

責任機関：外務省

78. 「人道的活動における障害のある人のインクルージョン」に関する国連ガイドラインと、その取り組みや組織での実施を継続的に支援する。

責任機関：外務省

79. 省が主催する人権研修において、障害のある人の権利を考慮に入れる。さらに、分野横断的な目標および人権に基づくアプローチの実施に関する研修において、障害のある人の権利をよりよく統合する。

責任機関：外務省

80. 欧州評議会（CE）における手話言語の地位を、特にフィンランドが欧州評議会閣僚委員会の議長国の間（2018年11月から2019年5月まで）に促進する。

責任機関：外務省

81. 障害者権利条約第35条に基づき、障害者権利委員会のために条約の実施に関する第1回中間報告（訳注　初回締約国報告のこと）を作成する。条約第4条（3）に基づき、障害のある人を代表する組織の参加を考慮する。

責任機関：外務省

82. 開発協力の計画及び実施における障害のある人の関与を促進すること。

責任機関：外務省

**5 監視**

障害者権利諮問委員会（VANE）の現在の任期は、2019年4月末までとなっている。今回の任期で設定された施策の期間は、通常よりも短くなっている。VANEは、施策の実施状況の監視を調整する。さまざまな施策を担当する機関は、行動計画の期間終了時に、施策の進捗状況を報告する。また、各省庁は施策の実施状況の監視に使用できる指標について検討するよう求められている。

将来的には、VANEは4年の任期に基づいて運営されるため、監視は2段階で行われる。中間監視と報告は任期の途中で行われ、もう一つの監視は任期の終わりに実施される。

**付属資料１　施策一覧**

**（上記82施策の再掲　仮訳は省略）**

国連障害者権利条約の実施のための国内行動計画は、様々な行政部門における条約の実施を促進するために必要な施策を定めている。行動計画は、12の区分の82の施策で構成されている。

行動計画では、変化する事業環境において障害のある人の参加が不可欠であり、利用可能性とアクセシビリティが他の権利の実施の前提となることを強調している。

行動計画は、障害のある人の権利に対する意識を高め、さまざまな行政部門や社会全体で障害のある人の権利を主流化することを目的としている。

（翻訳：佐藤久夫、岡本明）

1. The Government Programme is available online at: http://valtioneuvosto.fi/sipilan-hallitus/hallitusohjelma [↑](#footnote-ref-1)
2. Hoffrén: A survey on the implementation of rights in the daily life of persons with disabilities. A report of the key survey results. Available online at: https://vane.to/documents/2308875/2395516/Raportti+kyselyn+tuloksista.pdf/e6bd3b12-1554-43b4-8f6a-38a21143e419 [↑](#footnote-ref-2)
3. The guide is available online at: http://alueuudistus.fi/documents/1477425/4064731/Opas+maakunnan+vammaisneuvoston+toimintaan+020118.pdf/9d61ad98-9650-46f4-8a25-92f19a174139 [↑](#footnote-ref-3)
4. Teittinen & Vesala in the publication by the National Institute for Health and Welfare Osallistuminen, hyvinvointi ja sosiaalinen osallisuus – ATH-tutkimuksen tuloksia [Involvement, wellbeing and social inclusion – results of the ATH survey]. Järjestökentän tutkimusohjelma 2015 [Research programme of the

   NGO sector 2015]. Available online at: https://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/131489/URN\_ISBN\_978-952-302-757-2.pdf?sequence=1 [↑](#footnote-ref-4)
5. Available online at: https://www.syrjinta.fi/documents/10181/40035/Vammaisselvitys\_uusin/2506b0792a76-4aff-ae1d-5e9728f38657 [↑](#footnote-ref-5)
6. Further information online at: http://www.washingtongroup-disability.com/ [↑](#footnote-ref-6)
7. Source: Disability-related information and information needs – an analysis of data production activities of the National Institute for Health and Welfare http://urn.fi/URN:ISBN:978-952-302-946-0 [↑](#footnote-ref-7)
8. Labour force survey of Statistics Finland, 2011 [↑](#footnote-ref-8)
9. Further information: www.tietyoelamaan.fi [↑](#footnote-ref-9)
10. Publications by the Government’s analysis, assessment and research activities 22/2017 [↑](#footnote-ref-10)
11. Publications of the Ministry of Economic Affairs and Employment Publications 42/2017. [↑](#footnote-ref-11)
12. Further information: http://tem.fi/aluekehittamis-ja-kasvupalvelulakiuudistus (draft acts on regional development and growth services in October 2017) http://tem.fi/kasvupalvelun-sisaltolait-marraskuussa-2017 (draft acts on growth services in November 2017) [↑](#footnote-ref-12)